



春陽麗和の季節になりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

## 国内動向▶▶▶▶▶

### ① 化審法：少量新規化学物質の申出に係る関連資料を更新（厚生労働省・経済産業省・環境省）

化審法の少量新規化学物質の申出について、「少量新規制度及び低生産量新規制度における用途の追加等に関する手続について」、「少量新規化学物質の申出手続について」及び各軽微修正承諾書が更新された。

[もっと詳しく](#)

[経済産業省（少量新規化学物質の申出）](#)

### ② 安衛法名称公表化学物質（令和2年12月25日公示分）を掲載（厚生労働省）

厚生労働省は、「職場のあんぜんサイト」に令和2年12月25日付けで公示された安衛法新規化学物質（計183物質）を掲載した。

[もっと詳しく](#)

[厚生労働省（安衛法名称公表化学物質等）](#)

### ③ 令和元年度PRTRデータの概要公表（経済産業省・環境省）

化管法における令和元年度のPRTRデータ（届出排出量・移動量等）の概要が公表された。また、個別事業所データ等についても、経済産業省及び環境省のホームページ上で公開されている。

[もっと詳しく](#)

[経済産業省（令和元年度PRTRデータを取りまとめました-第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果等-）](#)

[環境省（令和元年度PRTRデータの概要等について－化学物質の排出量・移動量の集計結果等－）](#)

## 海外動向▶▶▶▶▶

### ① REACH 規則 SVHC 候補物質として 8 物質群を提案、意見募集開始（ECHA）

スウェーデン、ドイツ、ノルウェー、フランス、ECHAは高懸念物質（SVHC）の候補物質として8物質群を提案した。2021年4月23日まで意見募集が行われている。

[もっと詳しく](#)

[ECHA（Substances of very high concern identification）](#)

### ② CoRAP で 2021～2023 年に評価する物質を公表（ECHA）

ECHAは、欧州共同体ローリング・アクション・プラン（CoRAP）を更新し、2021年から2023年に評価する58物質を公表した。55物質が前回の更新から継続され、新たに3物質が追加された。また、28物質の評価が延期された。

[もっと詳しく](#)

[ECHA（Community rolling action plan update covering the years 2021, 2022 and 2023）](#)

### ③ 第4次飲料水汚染物質候補リスト上の8物質に対する最終規制決定を公表（米国 EPA）

米国EPAは、第4次飲料水汚染物質候補リストに記載されている109物質の汚染物質のうち8物質について最終規制決定を公表した。ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）を規制対象とし、1,1-ジクロロエタン、アセトクロル、臭化メチル、メトラクロル、ニトロベンゼン及びRDXの6物質は規制対象外とした。

[もっと詳しく](#)

[FEDERAL REGISTER（Announcement of Final Regulatory Determinations for Contaminants on the Fourth Drinking Water Contaminant Candidate List）](#)

### ④ ペンタクロロフェノールとその塩及びエステルに関する POPs 規則の附属書 I を改正（欧州委員会）

欧州委員会は、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステルに関し、欧州POPs規則の附属書Iを改正する規則を官報公示した。今回の改正では、非意図的微量汚染物質（UTC）の制限値が新たに設定されている。

[もっと詳しく](#)

[EUR-Lex（Commission Delegated Regulation（EU）2021/277）](#)

## 特集 作業者リスクアセスメント：個人ばく露測定を導入 ～溶接ヒューム濃度の個人ばく露測定～

一定の危険有害性のある化学物質（674 物質）を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントは義務化されていますが、2021 年 4 月 1 日から、新たに個人ばく露測定に関する取組みが始まりました。今月号では、金属アーク溶接作業を継続して行う屋内作業場における「溶接ヒュームの個人ばく露測定」を含む健康障害防止措置の義務化についてご紹介します。

溶接ヒュームへのばく露による神経障害等の健康障害の可能性から、特定化学物質障害防止規則が改正され、「溶接ヒューム」は特定化学物質に追加されました。対象となる作業場において求められる内容は以下のとおりです。

- ・ 全体換気装置による換気等の実施
- ・ **個人ばく露測定による溶接ヒュームの測定（経過措置期間：令和 4 年 3 月 31 日まで）**、結果に基づく呼吸用保護具の選択と使用及びフィットテストの実施等
- ・ 水洗等粉塵の飛散しない方法による毎日 1 回以上の掃除
- ・ 特定化学物質作業主任者の選任
- ・ 特殊健康診断の実施等（6 月以内ごとに 1 回、結果の 5 年間保存）
- ・ その他、安全衛生教育・立入禁止措置等の必要な措置

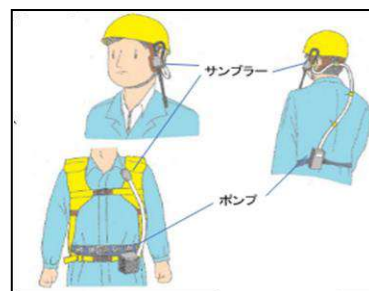


図1 溶接ヒュームの個人ばく露測定  
(厚生労働省ホームページより)

溶接ヒュームの管理濃度は、**マンガンとして  $0.05 \text{ mg/m}^3$** であり、溶接ヒューム濃度の測定結果との比較により**要求防護係数**を算定し、それを上回る**指定防護係数**を有する呼吸用保護具を選択する必要があります。要求防護係数の算出方法、呼吸用保護具の種類とその指定防護係数については、以下に示す厚生労働省のホームページを参照ください。各実施項目についての経過措置期間につきましても、併せてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000746531.pdf>

**CERI では、上記の様に作業環境における健康障害の可能性が懸念される化学物質について、健康有害性に関する既存情報を調査・評価することにより、職業ばく露限界値を推定します。また、経験豊富な作業環境測定士による個人ばく露測定についても対応可能であり、作業者リスクアセスメントをトータルサポートしています。**  
**お気軽にお問い合わせください。**

CERI の作業者リスク  
評価メニューはこちら

### お知らせ

#### ○論文掲載

英文誌Archives of Toxicologyに、本機構の職員による論文「Registration status of skin sensitisation data derived from the Local Lymph Node Assay (LLNA): BrdU-ELISA in REACH」が掲載されました。本機構で開発したLLNA:BrdU-ELISA法 (OECD TG442B) のEU REACHにおけるデータ登録状況及び日本が国連に提案し、議論が開始された本法のGHS細区分基準導入の重要性に関する論文です（全文閲覧: <https://rdcu.be/chc2F>）。なお、本法によるGHS細区分基準導入については、国連における議論が始まったところです。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

**CERI** 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**  
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 石井 (聡)、佐野)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: [cac-reach@ceri.jp](mailto:cac-reach@ceri.jp)